二　海難審判法施行規則第二十四条の海事補佐人の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　海難審判法施行規則第二十五条の海事補佐人の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　海難審判法施行規則第二十六条の海事補佐人の死亡の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
五　海難審判法施行規則第二十六条の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
六　海難審判法施行規則第二十七条の海事補佐人の登録の抹消に関する事務
七　海難審判法施行規則第二十八条第一項の海事補佐人の登録の取消しに関する事務

第六条の三　［略］

第十条の二　法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第一項の外国公認会計士（同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。次号及び第三号において同じ。）の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　公認会計士法第十六条の二第五項又は同条第六項において準用する同法第二十一条第二項の外国公認会計士の登録の抹消に関する事務
三　公認会計士法第十六条の二第六項において準用する同法第二十条の外国公認会計士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　公認会計士法第十七条の公認会計士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　公認会計士法第二十条の公認会計士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　公認会計士法第二十一条第一項又は第二項の公認会計士の登録の抹消に関する事務
七　公認会計士法第三十四条の十の八の特定社員の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
八　公認会計士法第三十四条の十の十三の特定社員の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
九　公認会計士法第三十四条の十の十四第一項又は第二項の特定社員の登録の抹消に関する事務

第十条の二の二　［略］

第十条の二の三　法別表十四の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第三項の危険物取扱者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　消防法第十七条の七第一項の消防設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の危険物取扱者免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の危険物取扱者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六条の二　［同上］

［新設］

第十条の二　［同上］

［新設］